

第3回貿易・投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年10月29日（火）9:30～11:24

2. 場所：中央合同庁舎4号館2階第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、
林いづみ

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）

（事業者）乗越秀夫外国法事務弁護士、崎村令子外国法事務弁護士、伊藤理弁護士
日本経済団体連合会

（法務省）飯島大臣官房司法法制部・審査監督課長、松井大臣官房司法法制部・参事官
（略）

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、仁林企画官

4. 議題：

（1）外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望について

- ・乗越秀夫外国法事務弁護士及び崎村令子外国法事務弁護士からの説明
- ・伊藤理弁護士からの説明
- ・法務省から説明

（2）（略）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので、規制改革会議第3回貿易・投資等ワーキング・グループを開催いたしたいと思います。

（略）

○大崎座長 それでは、早速ですが、議事に入りたいと存じます。

本日は、貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目に挙がっております、外国法事務弁護士制度及び空港について、検討をしたいと存じます。

早速ですが、議題1、外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望に入らせていただきます。

（略）

それでは、規制改革要望ということで、乗越先生、崎村先生に御説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（略）

○崎村外国法事務弁護士 クリフォードチャンス法律事務所の崎村でございます。

それでは、私から資料1-1の1の部分から御説明したいと思います。

まず外弁に係る問題点の第1でございますけれども、こちらに関しては、認定と承認、特に実務経験というところに関して、私どもは要望がございます。外弁登録のためには、本国法において3年間の実務経験が日本法上必要となっております。その3年間のうちの2年間は、日本以外の国での実務経験であることが登録に必要となっております。

反対に日本の弁護士に関しましては、登録と同時に自らの責任で事務所を開設することが可能であり、また、開業前に実務経験を持つことは要求されておられません。外弁に関して、こういった実務経験の必要性という差別的な扱いをする合理性は、私ども外弁としては、乏しいのではないかと考えております。

また、仮に実務経験の要件を維持するにいたしましても、日本における実務経験を3年のうちの1年のみに限定することは、全く合理性がないと考えております。むしろ、外弁のサービスの主な利用者である日本人または日本企業の観点からは、外弁の日本における実務経験が長いほうが、より良質なサービスを提供できるはずではないかと、私どもは考えております。

日本国外での実務経験を積ませるために、日本在住の外弁を海外に転勤させることは、外弁が勤めております事務所及び当人に関しても無用なコストであるばかりか、また、クライアントに関してもコストになるのではないかと考えております。

こちらには、旅費ですとか、担当していた案件の継続性等を挙げておりますけれども、個人的に私自身が外弁登録をするために、日本で補完的なサービスを提供していたにもかかわらず、案件の途中でイギリスに戻らなければならなかったということがあります。それに関しましては、もちろん事務所のコスト、私自身のコスト、それ以外にもお客様に多大な迷惑をかけたと考えております。こういったことを考えますと、実務経験要件を撤廃していただきたいと考えております。また、撤廃しない場合であっても、日本における実務経験を全て勘案していただきたいと、私どもは考えております。

これがまず1点です。

(略)

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、伊藤先生から、外国法事務弁護士と共同事業を実施している日本法の弁護士というお立場から、外弁制度の経緯、現状等について、御説明をお願いいたします。

○伊藤弁護士 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

(略)

職務経験要件なのですが、これは論点が2つございます。

1つは、職務経験要件というのは、今、日本では3年ですが、そういう要件そのものを課すのかどうか。もう一つは、課すとする、現在1年だけ認められている国内での実務

経験を1年だけ算入を認めるのか、あるいは3年全部認めてよいのかという、2つの論点があると思います。これは申請者の立場からしますと、職務経験要件がないにこしたことはないと思います。実際、崎村さんと同じように、私の事務所でも、この要件を満たすために、現在2名の外国人アソシエートが、シンガポールですとか香港に6カ月とか1年出向しており、日本でずっと育ってきた者は、最大2年間、海外にわざわざそのためだけに行かなければいけないという状況がございます。

ただ、この職務経験要件というのは、何であるのかということを考えると、私の個人的な考えとしましては、あってもやむを得ないという気がしております。

2つ申し上げたいのですけれども、1つは、職務経験要件というのは、日本特有の問題ではなくて、外国でもこういう要件を課している国がございます。イギリスとかドイツはこういう要件はないのですけれども、中国、韓国ですとか、あるいはアメリカはございます。アメリカの場合は、私の情報がもしかすると古いかも知れませんが、州ごとですので、ニューヨーク州法は直近5年のうちの3年、カリフォルニアは直近6年のうちの4年といった要件が課されていまして、あるいはハワイは直近7年のうちの5年という要件がございます、その形だけを見れば、日本の規制よりも厳しい規制がなされている。それはそれぞれの国あるいは州の考え方に基づいて、必要だと思って課している要件なのだろうと思います。

翻って、日本ではなぜこれがあるのかということですが、日本の場合は、弁護士になるためには一定の要件が当然ございまして、今の制度でいきますと、ロースクールが最低2年、国家試験である司法試験合格、司法修習1年間、司法修習最後の試験に受かって、強制加入団体である弁護士会に加入する。こういった要件を満たして、初めて弁護士登録ができることになっています。かなり重い要件だと思いますし、時間もかかりますけれども、なぜこれがあるかというと、法律サービスを提供するという立場に立つ弁護士という職業を考えた場合、依頼者保護のため、依頼者に適切なリーガルサービスを提供できる弁護士を作るために、こういう要件があるのだと思います。

外弁の方を見ますと、日本と同じような要件に基づいて、全ての外弁さんが本国で資格を取っているのであれば、あるいは相互認証のような制度があるのであれば、恐らく日本の日弁と同じく、ロースクール、国家試験、国家の研修、この研修には日本の場合、裁判実務、検察実務を含めた研修という、細かく言えばそういう要件もありますが、そのうえで最終的には弁護士会という強制加入団体への加入というステップを経たら、直ちに外弁としても認めていいということになるかも知れませんが、外国の弁護士制度というのはまちまちなのです。法学部を卒業すれば、弁護士になれるという国もございます。

日本の弁護士は一定の試験ですとか、研修制度を要件として登録を認めていて、外国の弁護士というのは、必ずしも同じような担保があるとは限らない中で、外弁制度というのは、イギリスは同じような制度だからいいのではないかと、アメリカは違うのでこうしようという、1対1とか、そういう関係になっておりませんで、あらゆる外国、弁護士相当職

のある外国のどの国からも利用できる外弁制度ということになっておりますので、そういう中で、最大公約数的な依頼者法措置として、3年は最低限経験しておいてくださいという要件を課すというのは、一定の合理性があることだと思っております。

次に国内の実務経験算入ですけれども、これにつきましても、もちろん私の個人的な見解ですけれども、今、1年になっておりますが、日本国内での労務提供、理論的には労務提供しかできない、すなわち法律サービスを提供できない、依頼者に直接リーガルサービスを提供できないというのが、日本国内での実務なので、そういう労務提供にすぎない実務経験を、弁護士としての職務経験に算入していいかという論点ですが、これは実態を見ていただきますと、実際、労務提供の間に外国の弁護士資格を持ったアソシエートが日本で行っていることというのは、ほとんど本国でやっていることと変わらないのです。

一方で、本国の3年間の経験という要件を見た場合、その中身についてまでは、必ずしも詳細に精査できるわけではない。その中で、少なくとも弁護士という職業に3年間就いてくださいという要件なわけです。すなわち、例えば日本で1年間の労務提供を行っている外国のアソシエートというのは、多くの場合、シニアの弁護士についているわけで、これは日弁あるいは外弁に対してしか労務提供できませんので、弁護士会の監督下にある日弁か外弁のもとで、必ずやっているわけですが、本国ではどんな形で業務を行っているかは分からないのです。

シニアの弁護士の監督がない中で、本国で1年目から単独でやって、3年間やってきましたという方、あるいはインハウスの場合は、被用者として、雇用者である会社に対して、インターナショナルクライアントと私どもは言いますが、外部の依頼者ではなくて、インターナショナルなクライアントに対してのみサービスを提供し、報酬も取らない。報酬というのは、要は被用者としての給料だけです。そういう形態で、3年間、本国でインハウスの経験をしましたという方と、日本で日弁や外弁に労務提供をしたという経験とは、何が実質的に違うかという点と、余り変わりはないのではないかと考えておりますので、したがって、日本での実務経験というのは、3年全て認めてもいいのではないかと考えております。

(略)

○大崎座長　ありがとうございました。

それでは、続きまして、法務省から、規制改革要望に対する考え方について、御説明をお願いいたします。

○法務省（飯島課長）　法務省審査監督課長の飯島でございます。よろしくお願いいたします。

最初に外国法事務弁護士制度の概要について御説明いたしました後、各論点についてお話をさせていただきたいと思っております。

(略)

法務大臣による承認の要件として、外弁法には幾つかの事項が定められておりますが、

これは資料3に抜粋いたしました、外弁法の第10条を御覧いただければと思います。

その中の1つといたしまして、先ほどからお話が出ております、外国で資格を取得した後に3年以上の職務経験を有していなければならないということがございます。このような職務経験を要求している理由といたしましては、外国弁護士となる資格を有する方に対して、改めて日本で試験等を課することなく、弁護士法の例外として、我が国における法律事務の取扱いを認めるものであるということでございまして、原資格国法に関する法律事務を取り扱うに足る、十分な能力、資質を有して、かつ適切な監督のもとで、倫理的にも外国の弁護士として欠けるところがなかったということを、日本の外国法事務弁護士としての資格を付与する上で、確認させていただく必要があるということでございます。

職務経験につきましては、必ずしも資格取得国におけるものだけに限られるものではございません。第三国にあっても算入することは可能でございますが、あくまでも当該資格に基づいて、資格取得国の法に関する法律事務を行っていたことが前提となります。

具体例で説明いたしますと、例えばアメリカのニューヨーク州の弁護士が、ニューヨーク州で1年勤務された後、シンガポールで当該資格に基づきまして、ニューヨーク州法に関する法律事務を2年間行われたといたしますと、これは通算で3年間の職務経験要件を満たすこととなります。シンガポールが外国弁護士の受け入れ制度を有しておりまして、ニューヨーク州弁護士としての資格を基礎として、法律事務を行うことが、法律上可能となっていることが背景にございます。

このように、外国の弁護士資格に基づいて、法律事務の取扱いを認める制度は、比較法的に見ますと、必ずしも多数派とは言えないようでございます。依然として、かかる制度を持たず、自国で資格を得た弁護士以外には、一切の法律事務の取扱いを認めていない国も多数存在しております。

例えばそのような国の1つであるインドにおいては、先ほどの例でいえば、ニューヨーク州法弁護士として活動することはできません。こういった形で活動されるのかというと、例えばコンサルタントとか、アドバイザーという形で活動されていらっしゃるようです。こういったケースは、当人の外国弁護士としての資格に基づいた職務経験等とみなすことはできませんので、外弁法上の職務経験要件への算入はできないことになります。

ただ、3年間の職務経験には例外がございまして、先ほどからお話に出ておりますが、我が国におきまして、弁護士や外国法事務弁護士に雇用されて、資格取得国の法に関する知識に基づいて労務の提供を行った場合には、1年を超えない限度で3年に算入することができるとなっております。これは先ほどのインドの事例と同じように、外国弁護士としての法律事務を取り扱ったとは、本来認められないものでございますが、一定の上限のもとで、一部算入を認めるという趣旨でございます。

このような例外を認めている理由といたしましては、我が国における労務提供は、法律事務を行うものではないものの、その内容は外国における若い弁護士の仕事内容と共通する部分が多い。また、我が国の弁護士、外国法事務弁護士の適正な監督を受けていること

から、職務経験期間の2年以上を、外国弁護士として、法律事務を行ったという経験を有するということを前提として、1年を限度として、職務経験期間内に算入しても、特段の弊害はないと考えられるため、このような制度になっているということでございます。

(略)

今、申し上げましたことを踏まえまして、今回いただいた御提案について、お話をさせていただきます。

職務経験要件の廃止についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、我が国の外国法事務弁護士制度は、外国における弁護士資格を有する方を、試験あるいは選考しないで、その資格に基づいて承認を与えて、国内において、弁護士と同様の活動することを認める制度でございます。

そこで、依頼者保護の観点から、当該申請者の資質、能力等にある程度の保証がどうしても必要であるという基本的な考えがございます。そういったところで、原資格国において、少なくとも3年の弁護士としての実務経験を有し、その国の弁護士会あるいは監督機関からの監督を受けて、弁護士倫理の点でも、何ら問題なくお過ごしいただいたということの確認を通じまして、資質、能力等を見ようという趣旨でございます。我が国の司法制度におきまして、合理性のある、必要最小限度の要件であると考えております。

また、どこで職務経験を積んだかという点に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、職務経験に地理的な制限はないわけでございます。あくまでも弁護士資格に基づいて、法律事務を行った経験の有無を考慮しているところでございまして、原資格国が第三国であるかは問わないところでございます。

また、我が国の労務提供についてお話がございましたけれども、これは本来的に外国で弁護士として経験を積んだものとは、異なるものでございます。そういう意味では、2年以上の外国弁護士としての職務経験を経teいただいた上で、1年を限度として、日本で働いた年数の算入を認めるものでございます。このような性質の違いから、さらなる緩和は困難ではないかと考えております。

(略)

○大崎座長　ありがとうございます。

(略)

1点、意見を交えた質問なのですが、外弁登録の職務経験、実務経験なのですが、依頼者保護の観点からというのが、率直に申し上げて理解できないのです。と申し上げるのは、日本法についての法律事務はできないわけです。外国法についての法律事務しかやらない。外国ではその資格があれば、当該外国法に関しての法律事務ができることになっているわけです。ということは、例えば日本人がイギリスで登録した直後の弁護士に法律事務を依頼することもあり得るわけで、何故日本で依頼するときは3年という実務経験が要求されるのかというのは、率直に申し上げまして、非常に不思議に思えます。資格を持っている人にさらに要求するということです。

さらに実務経験というのを、日本国内での労務提供を一定しか参入できないようにしているというのは、事実上、新規参入の障壁を作っていると思えなくて、特に先ほど御紹介のあった、わざわざ本国なり第三国に行って、形式的に言わば経験を積んで戻ってくるということが、実際に行われているとすると、これは正直言って、余り意味のない参入障壁になっていると感じまして、できれば実務経験要件を撤廃するか、せめて国内3年でもOKとするべきではないかと思った次第でございます。

(略)

○法務省（飯島課長） 今、座長からお話いただいた点でございますが、日本で活動する弁護士と言わば外国法事務弁護士を、能力、資質、倫理の点において、イコールフットィングにしようという考え方でございます。

日本の弁護士の場合ですと、試験制度がございます。今、伊藤先生からもお話がありました、試験制度に基づいた形で、その後、司法修習も経たところで弁護士になられるわけでございますが、外国の場合ですと、いろいろなケースがございます、千差万別でございます。そういったところを踏まえまして、資格プラス保証の面で3年の実務経験としております。原則、外国で外国法の資格を取った、それを活かしたところでやっていただきたいと考えておるところでございます、日本1年のみというのが、例外措置でございます。日本3年といいますと、例外措置の方が大きくなってしまいうところがございますので、現在のところ、そういった考え方でございます。

○大崎座長 現在の制度のたてつけはそうだろうと思うのですけれども、あくまでも、外国の資格で外国法についての事務をするという話です。ですから、例えば相互承認的に日本の資格を与えるという話になると、当然過重要件を課すというのはもっともな話だと思うのですが、既に資格を持っている人に、しかも、その仕事をするために要件を課すというのは、合理性が全くないと思えなす。これは私の意見なので、法務省にそのはずだと思いませんかと言っているわけではありません。

他の委員の方、いかがでしょうか。どなたからでもどうぞ。

○林委員 今、座長がおっしゃった個人の意見には違和感を覚えます。実務経験の要件は、参入障壁という形では、世界の各国の情勢を見ると、そういう捉え方はされておられません。先ほど伊藤先生からも御紹介があったように、米国では、外国弁護士を受け入れる制度自体がない州が22州もあるわけですし、また、日本における外国法事務弁護士の370人のうちの140人ぐらいはアメリカだと思いますけれども、ニューヨーク州も、カリフォルニア州も、先ほど御紹介があったように、はるかに長い要件を課しているわけですし、そういった世界の情勢から見て、この制度のたてつけは、意味のない形式的な参入障壁とは捉えられていないと思います。

各国の法曹の制度というのは、実に様々です。今日、ヒアリングにいらした外国法事務弁護士の先生方お二人は、英国のソリスターの資格でいらっしゃいますが、例えば英国ではバリスターとソリスターは全く別個の資格でして、試験も、トレーニングも別でありま

すし、ソリスターの業務は、日本の弁護士法72条のような、独占の業務ではないと理解しております。そういったように、各国様々な職種がございます。

日本は、弁護士以外に、司法書士、行政書士、税理士、様々な職種もございます。国家がどのような制度でこれをしていくかということは、それぞれの国で設けられた、冒頭、大臣もおっしゃられたように、その文化と歴史の中で作っているものでございますから、形式的な参入障壁ではないということを申し上げたいと思います。

この中で、日本は各国に比べて非常に要件緩和をしてきております。もともと外国法事務弁護士の制度は、外国人の弁護士の方が、日本で業務をされることを想定したと思えますけれども、登録者370人のうちの最も多い国籍は米国が135人、日本が74人という2番目の順位になっておりまして、そういった現象も起こっているわけです。

あと、もう一つ申し上げておきますと、先ほどの資料1-1のプレゼンの中に、クライアントのニーズということがありましたけれども、日本で外国法事務弁護士登録をしていない外国資格者は、これを外国弁護士と申し上げますけれども、その方々が行っているのは、クライアントに対する直接の業務ではありません。したがって、クライアントへの対応で支障を生じるということは、本来ないはずですが、もしそれがあるとしたら、それは違法な行為をなさっていたということになってしまいます。その意味で、原資格国での実務経験を踏まれるということが、本来の原則だと思っております。

○大崎座長 今の点、よろしいですか。

○乗越外国法事務弁護士 今回のクライアントのニーズという点について、どういう趣旨かということを申し上げますと、ここで申し上げておりますのは、正に林委員が御指摘になりました、外国弁護士は、日本で外弁登録をするまでは、クライアントに対してアドバイスをしてはいけないという点が、支障になっているということでございます。

例えば私どもの原資格国法でありますイギリスから、東京に経験を積んだパートナーが来た場合であっても、彼はクライアントからアドバイスが欲しいと言われても、外国弁護士にすぎないものですから、アドバイスをしてはいけないことになっております。正にそれをここで申し上げているわけでございます。

○安念委員 これは法律の解釈が違うでしょう。弁護士法72条は、法律事件に関する法律事務だけが日本弁護士の独占なのですから、それに当たらないコンサルティングは幾らでも適法にできるのです。何の問題もないです。

○林委員 もう一つ申し上げますと、今のような本国で御経験豊富な方は、簡単に外国法事務弁護士として登録できるわけです。3年の実務経験がおありですからね。

○大崎座長 どうぞ。

○乗越外国法事務弁護士 それはかなりの部分がそうかもしれませんけれども、私が前におりました事務所におきましては、申請者が過去いろいろな国で仕事をしていたという関係もありまして、申請の過程で要求された書類を要求された形で提出することが容易でなく、1年以上登録ができなかったという事例もございます。それはもちろん個別の事例の

問題で、非常に不幸なことではございましたけれども、林委員がおっしゃいますように、そういう経験を積んだ者は、すぐにできるだろうというのは、必ずしも当たらないということです。

それから、安念委員がおっしゃいました、コンサルティングはしてもいいだろうというのは、私どもとしては、本当にいいのかどうかというのは、非常に怖いところでございます。コンサルティングと法律アドバイスの違いというのは、非常に難しゅうございますので、私どもとしては、日本の弁護士法違反になりそんなことはしたくないというのが本音でございます。

○大田議長代理 素人考えでは、大崎座長が言われたように、その国の資格を取れば、その国の法律の弁護士はできるのではないかと思うのですけれども、林委員からは、海外でもいろいろな経験を、特にアメリカでは要求されている。これに対して、お二人から反論があれば、お願いいたします。

2点目に場所なのですけれども、原資格国でなくても、海外どこでもいい。それなら、何で日本がいけないのか。韓国でやるのはいいけれども、何で日本はいけないのかという点が分からないというのが2つ目の質問です。

(略)

○大崎座長 順番でどうですか。崎村さん、どうぞ。

○崎村外国法事務弁護士 他の国が実務経験を必要としているかということに関しては、私はイギリスというところが、その経験を必要としないので、正直必要でないと思います。イギリスの方法というのは、国ごとに見ていって、この国の資格保有者というのは、きちんと規制されているので、イギリスにおいても外国法の弁護士としての実務提供は許す。それは国ごとに見ていくので、手間はかかるのですけれども、そういったことをしております。ですので、そういった国の資格保有者としては、海外においても、日本は撤廃を要求していくべきではないかと思います。

もう一つ、韓国での実務提供がよくて、なぜ日本ではいけないのかというのは、おっしゃるとおりだと思います。実質的に実務経験を積んでいる質を見ないということであれば、場所というのは、基本的には関係ないのではないかと思います。反対に日本においての質が、例えばトレーニングがよい事務所等で高ければ、なぜそれを認めないのかと思います。

○大崎座長 どうぞ。

○法務省（飯島課長） 1点目、他の国がよくて、なぜ日本がというところでございますが、他の国でお仕事をやっていただくということにつきましては、当然原資格国であれば、原資格国の弁護士としてお仕事をされます。他の国でやるケースにおいても、日本と同様に外国弁護士を受け入れる余地があって、そこで外国弁護士として、御自身の名前でお仕事をされる、そういった経験を我々はお願いをしているところでございます、それが最低2年お願いしたいということでございます。

あと、日本の1年というのは、質が違っておりまして、御自身が日本の弁護士として仕

事をするのではなく、弁護士あるいは外国法事務弁護士に対しまして、言わばその指揮命令のもと、労務を提供する。下働きといっっては恐縮でございますが、命令があれば、外国の法制を調べるといったことですか、そういったことを、あくまで外国法事務弁護士と弁護士に対してのみ行うといったところで、根本的な違いがあると考えております。

(略)

○大崎座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○安念委員 アメリカが日本よりも厳しいというのは、ある意味で当たり前で、アメリカの50州の大部分は、御存じだと思いますが、ど田舎なのです。要するに外国の弁護士が働く需要なんて、そもそも存在しない。そんなところで誰が働きますか。そもそも要らないのです。

次に他のところでも、外弁については、面倒な要件を言っているということですが、カリフォルニア、ニューヨーク、ワシントンDCは、アメリカの50州の中では、資格を取るのが難しいところですけども、日本と比べれば格段に易しいわけです。つまりそこでの資格はそもそも取りやすいわけです。日本みたいに資格の取りにくい国は、恐らく先進国の中には存在しないわけです。ですから、その点の違いを無視して、日本よりも外弁にとって厳しい国があるという議論は、そもそも成り立たないと考えています。

次に依頼者保護ですが、これは今までの議論を伺っていると、私も弁護士だけれども、これは日本のロイヤーワールドの議論そのものです。つまりあてがいぶちでクライアントを保護しようとするのです。そうではなくて、情報公開さえすればいいんです。外国でどういう経験を積んだとか、有限責任だとか、そういうことはどちらでもいいのです。普通の庶民は外弁に相談には行かないのです。だから、それはクライアントに選ばせればいいのです。無限責任でないと嫌だという人は、そこへ行けばいい。例えばニューヨーク州で10年の経験がないと嫌だという者は、そこへ行けばいいのです。そんなものをあてがいぶちで、これがいいはずだというのは、マーケットを全然知らない人の議論で、完璧にナンセンスだと思います。

でも、これを言っても、日本のロイヤーワールドでは通用しないこともよく分かっております。

(略)

○松村座長代理 まず大崎座長は個人的な感想だといったのですが、全ての点に関して私も賛成です。したがって、1人だけの考えではないということを御理解いただきたい。次に、他の国では、日本よりもっと厳しい運用をしている国もあることは分かりました。したがって、日本が一番駄目な制度で、一番下ではないということは、十分に分かったのですが、規制改革会議の立場では、他に駄目なところがあるから、我が国もやらなくてもいいという態度はとらないというのが大原則で、世界の中で一番合理的だと思われるところに追いつこうというのが、基本的な態度です。他の国で日本より厳しいところがあるとか、

日本より遅れたところがあるから、日本もやらなくてもいいというのは、決してとってはならない態度だと思います。

その上で、世界ではもっと合理的にやっているように見えるところもあるわけですから、無条件でそろえるということではないけれども、それがもし真に合理的であるとするならば、やはりそろえる、そこに追いつくかそれより更に良い制度を作るべき。したがって、今までの規制、例えば実務経験3年ということで担保できる程度のものは、どれほど合理的なものなのかということに関して、疑問が出ている以上、それがいかに合理的かということをしきりと説明しない限り、つまりこのような規制を課す方が遅れているのではないと証明しない限り、世界の最も効率的な事例に合わせるように努力すべき。

(略)

○大崎座長　ありがとうございます。

どうぞ。

○林委員　今、松村先生がおっしゃられた点は、多々賛同するところがあるのですが、最初の点、職務要件については、世界の他の国の方が駄目な制度ということではなくて、むしろそれぞれの国において、その国の制度において、判断されているところが違うということでありまして、決して年数が長いところが駄目だ、日本の3年の方が、それより駄目ではないという議論ではございません。もしかしたら、4年、5年を設ける国の方が良いのかもしれませんが。今までの交渉の中で、今、日本は3年という要件を選択しておりますが、決してそれは駄目という基準ではないということだけ、申し上げておきたいと思います。

○大崎座長　どうぞ。

○松村座長代理　私はその議論は全く受け入れられません。申し上げた通り、それが合理的であるということをしきりと示すということが、正に現在の制度が駄目ではないということを示すことなのだと思います。したがって、他の国でこういうところがあるからOKなのではなくて、これがいかに合理的な制度なのかということをしきりと示すことが必要です。これができれば、むしろそちらの方が進んでいる、合理的であるということの証明になるわけです。しかし利害関係者ではない多くの人々が、必ずしも合理性があるとの説明に聞こえなかった、説明に説得力がないと思ったということは、その証明がきちんとできていないということだと思います。職務経験を課すのが、保護として本当に合理的で、他の代替的な手段よりも優れているということがきちんと証明されて初めて、これが合理的だと言えると思います。

以上です。

○大崎座長　どうぞ。

○林委員　今の点なのですが、原則と例外が逆転しているのではないかと思います。特に申し上げたいのですが、英国ではソリスターの業務は、法律上独占されていませんから、ソリスターの資格がなくてもできるわけです。それはすごく例外的なのです。

そういう英国のような制度と日本の制度を横並びに議論するということは、そもそもできないと思います。弁護士法の72条という原則があつて、その例外をどのように緩和していくかということで議論してきたわけですから、その点で、松村先生とは考え方が違うと思います。

○大崎座長 議論が尽きないところではございますが、時間の関係もございますので、本日のこの議題に関しては、このぐらいにさせていただきたいと思います。皆様、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング 議事要旨

(開催要領)

- 1 日時 平成26年度9月3日(水) 18:12~18:43
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

村田 昌平 法務省大臣官房司法法制部審査監督課課長
遠藤 圭一郎 法務省大臣官房司法法制部付
竹内 悠介 法務省大臣官房司法法制部審査監督課補佐官

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 外国弁護士の受入れ、共同事業推進
 - 3 閉会
-

○藤原次長 外国人弁護士の受入促進、共同事業の推進ということで、本日も民間からの提案がございましたが、そちらに対する対応ということで、法務省の御担当の方々においていただいております。

それでは、八田座長、お願いします。

○八田座長 どうもわざわざお越しくださしまして、ありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○村田課長 それでは、私から今回、事前にいただいております提案の内容も踏まえたところで、外国法事務弁護士制度にかかわってこようかと思っておりますので、これの概要、現状等について御説明をさせていただきます。

(略)

そこで法務大臣の承認の要件でございますけれども、いくつかの事項が定められております。今回の提案に関連するものとして外弁法10条で規定されているわけでございますが、その中の1つとして外国で資格を取得した後に3年以上の職務経験をしていなければならない。こういう職務経験要件がございます。

こうした職務経験要件を要求している理由でございますけれども、こういった外国で弁護士となる資格、これを有する方に対しまして、改めて我が国として試験あるいは選考を課すことなく、ほかの日本の弁護士と同様の活動を我が国において認めるということでもありますので、その担保といいますか、その能力的な担保として原資格国法、資格をとった国の法律に関する法律事務を行うに足りる十分な能力あるいは資質を有しているか、かつ、知識のみならず実務的、倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったかというところを担保したいというところでございます。

したがって、ここの実務要件というのはあくまでも若干国によって制度が異なっておりますが、我が国で言う弁護士としての立場として、そういう法律に携わったという経験でございます。

ただ、一番多いのは資格をとった国において、そのまま弁護士として活動するというパターンが一番あるかと思っておりますけれども、今日御説明させていただきますとおり、外国のそうした資格に基づいて一定の範囲で弁護士の活動を認めるという制度をとっている国もございますので、そうした国においてそういう外国の弁護士たる資格に基づいて法的活動を提供している場合については、そこについても実務経験として認めましょうというのが外弁法のつくりとなっております。

比較法的に見ますと、そういう外国の資格に基づいて弁護士としての活動を認めるという制度を設けておところは少ないということでございまして、例えばインド、これはあくまで例示でございますけれども、インドにおきましてはあくまで自国で資格を得た弁護士以外には、一切の法律事務の取扱いを認めていないということになってございます。

そうは言いながらも、例えばニューヨーク州で資格をとられたニューヨーク州弁護士の方がインド国内において、そのインドの弁護士の事務所において被雇用者としての立場として、その雇用主である弁護士に対してニューヨーク法に対する知識あるいは判例の情報、こういった言ってみれば下調べ、補助的な業務を行っておるという事例はあるようでございます。ただ、こうした例についてはあくまでも補助的な業務、弁護士としての活動とは一線を画すべきものと考えておりますので、こういった場合には外弁法で言う3年の実務経験としては当てはまらないという解釈をしております。

ただ、この3年間の職務経験要件、基本的にはそういうあくまでも弁護士相当の立場と

しての活動という解釈でございますけれども、1つ例外として設けられているのが、我が国において我が国の弁護士あるいは外国法事務弁護士に雇用されて、そういった方に対して資格を得た国の法律に関する知識に基づいて、そういう判例の収集であるとか条文の収集といった知識を提供している。こういった場合には先ほどのインドの例と同じように弁護士としての活動とは異なるわけではありますけれども、こういった場合については3年の実務経験の中に1年を限度として認めますという制度が設けられております。

この理由でございますけれども、こうした我が国におけます労務提供、これは法で求めている実務要件とは若干概念が異なるわけではありますけれども、その内容においては基本的には法律知識がある程度担保、そういう活動を通して資格を得た国における法律知識について担保されているであろうということ。それと、我が国におけます弁護士あるいは外国法事務弁護士といったところ、ひいては日弁連等の間接的にはなりますけれども、こうした監督のもとで一定の職務を行っている。それを現実には把握できるということもありますので、職務経験期間のうち2年以上は外国弁護士として法律事務を行った経験を有するということが前提とはなりますけれども、1年を限度としてこれを職務経験期間に算入しても特段の弊害はないと考えられておることから、こうした例外が設けられているところでございます。

(略)

以上が外弁法をめぐる現在の状況でございますけれども、引き続きまして若干、今回の提案に関しまして当方の意見といいますか、考えを御説明させていただいてよろしいでしょうか。

まず、外国弁護士の受入れという御提案でございます。これにつきましては先ほど少し触れましたが、現行法に規定されております職務経験要件のさらなる緩和と理解いたしました。この点につきましてはですが、これは先ほども申し述べましたとおり、我が国の外国法事務弁護士制度、これは外国における弁護士資格を有する方を試験あるいは選考を経ることなく、その資格に基づいて承認を与えて国内において弁護士と同様の活動することを認めるという制度でございますので、この点、先ほどと繰り返しになりますが、依頼者保護等の観点もでございます。当該申請者の資質、能力等にある程度の保証が必要であるという考え方のもと、原資格国等において少なくとも3年の弁護士としての実務経験を有し、また、当該国の弁護士会であるとか、あるいは裁判所等の指導監督機関といったところの監督のもとに、弁護士倫理の点でも何ら問題なく過ごしたというようなことの確認を通じて、その資質、能力の点を担保しようというのが趣旨でございます。

こうした趣旨でございますので、我が国の司法制度の中のルールとして見た場合でも、合理性のある必要最小限の要件ではないかと考えております。

繰り返しになりますが、地理的にどこで経験を積んだかということは問わないわけですが、ただ、そういう趣旨でありますから弁護士として、もしくはそれに相当する立場での活動ということが要件になっております。我が国での労務提供については、したが

いまして、この法律事務を取り扱った経験とは本来異なるものではありませんけれども、先ほど申し述べましたような理由から、別途2年以上の外国弁護士としての職務経験を経ているということを前提として、1年を限度として認めるということでありますので、これについてこれ以上の緩和、日本国内における労務提供の3年をもって法律の3年の実務期間を満たしているという解釈をすることは、これはもともと性質の違うものということと考えておりますので、さらなる緩和は困難ではないかと考えております。

○原委員 確認なのですが、実務経験と労務提供との違いをもう一回教えていただけますか。

○村田課長 実務経験というのは、あくまでも弁護士としてのクライアントとのやりとり等も含めて、まさに日本で言う弁護士の立場で、労務提供の場合は直接クライアントとのやりとりというのは禁じられておりまして、あくまで雇用主、弁護士等の立場という点では弁護士事務所の中でそういう情報の整理であるとかということでありますので、それは弁護士の資格としてのものではないという区別を考えております。

○原委員 外国弁護士の話を離れて、日本の大手の法律事務所に入って最初1～2年目の下っ端の弁護士さんがやる仕事は、どちらになるのでしょうか。

○村田課長 日本の場合はあくまで資格を経ておりますので、弁護士としての支援活動となるかと思います。

○原委員 それはクライアントとはまだ接すると言われていたとしても、弁護士の実務経験になる。

○村田課長 日本の弁護士の場合は実務経験とは異なりますけれども、同じようなことがあったとしても、それはここで求めている実務経験とは質の違うことではないかと思います。

○原委員 それでもう一回、その外国弁護士さんが日本の事務所に雇われた場合を考えて、ポイントはクライアントと接するかどうかなのですか。

○村田課長 基本的にはそこが一番、自己の責任において顧客とのやりとりがあるかどうかということが、そこが全てというわけではありませんが、大きなポイントになるのではないかと考えています。趣旨としては法的サービスを提供する。言ってみれば、依頼者の方からすれば、法的サービスを顧客に提供するという観点からの趣旨でありますので、一番はそこが担保されるかどうかというところがポイントになるのではないかと考えております。

○原委員 資格取得国以外の外国の場合ですと、3年間OKになっていますね。この場合はそういった形でクライアントと接しないような形での業務の仕方だったかどうかとか、そういうことは特段チェックされずに。

○村田課長 そこはなかなか実態まで見ているというのは、特定の国であればある程度調べることも可能でありましょうけれども、法律の建前としては、そういう弁護士制度を持つ国に対して一般的な規定になっておりますので、ある程度弁護士の資格を与えられているかどうかという客観的な基準で判断せざるを得ない。事実上、例えば事務所の方針とし

てまだ1年目、2年目だからちょっとクライアントと接触するのは制限がかかっていて、あくまで部内でのお手伝いだけにしてくださいよという制限がかかっていたとしても、それはなかなか実際問題としては把握するのは難しく、実務要件にカウントすることになるのではないかと思います。

○原委員 済みません、途中で遮ってしまいました。

○遠藤部付 今、村田から説明があったとおりでございますが、外国における期間ということですが、外国において日本のような例えば外国弁護士制度というものを持っておる国において、典型的にはその国における外国弁護士として法律事務をその国において提供したという期間であれば、それは3年の職務経験の期間には含まれるということになる。そういう整理でございます。

○原委員 だからその資格を持って活動していたかどうかというところがポイントであって、実際にどういう仕事をやっていたかどうかまではよくわからないですね。

○遠藤部付 その業務実態自体は、それぞれいろいろなケースがあるのだろーと思います。

○八田座長 要望された方のお話を伺うと、基本的には昔は、制度が始まったときには日本に外弁の弁護士事務所がそんなにあったわけではないのですが、今は非常に発達して、非常に優秀な方がいっぱいおられる。それから、勤めておられる方も8割ぐらいは外国人の方だというわけです。

そうすると、そういう方たちには大変な需要があるわけで、外国弁護士事務員に関して、それで日本で修業を積むということが本当に一流の企業に対してアドバイスするわけでしょうから、どこにしようと同じような高いレベルの訓練を先輩の弁護士から得ることができる。

そのような状況の下で外国で弁護士資格をとった人を雇って、日本で実務についてもらっているときに、途中でまた外国に行かなければいけないとなると、せっかく日本語を勉強しかけたのが中断する。そして、実質的にお金をかけて外国に行ってやられるのと比べて、日本で得る経験というのは非常に質の高い場合が多い。そういうお話があるわけです。だからある意味で時代が変わったので、もう日本における外弁事務所の能力というのは高いわけだから、3年間全部日本で執務してもいいということにされてはどうなのですか。私はその話を伺って説得性があるように思ったのです。

○遠藤部付 その点につきましては、そういった形で研修等が充実している事務所の中にはあるのかもしれませんが、外国法事務弁護士として法務大臣の承認を求める方のいわゆる原資格国と申しますが、もともと弁護士としての資格をとった国というのはさまざまございまして、そういったような能力を一律にきちんとはかる。そういう制度設計、そういう観点から申し上げますと、法律のたてつけといたしましては、そういったところも広くカバーできるような形で法律のたてつけをとっておく必要があるのではないかと思います。

○八田座長 それはそうですけれども、国際的なビジネス云々を盛んにしたいという特区

において、かなりメリットのほうが大きいように思うし、もし特定の国に関しては心配だというならば、それはもちろんその条件をつけることができるでしょう。国籍別で見たらアメリカが一番多いですね。日本人よりも多いです。だから、そういうことを考えると、総体的に見て日本をそういう弁護士さんたちが活躍する場所として魅力的にするし、日本の企業にとっても外国の企業にとっても、日本で国際的な業務をすることを円滑にするのに役に立つものが多いのではないのでしょうか。

○遠藤部付 アメリカというお話を今、御指摘いただきましたが。

○八田座長 今のは例示です。イギリスの場合には比較的少ないらしいけれども、でも各国ありますね。

○遠藤部付 例えばで申し上げますと、アメリカの中でもさまざまな形がございまして、アメリカは州ごとに弁護士資格ということになっておりますので、またさらに事務所ごとということになっております。プラクティスそのものについてはということになりますので、例えば国籍のような形で整理をするというのなかなか難しい部分はあるのかなと。これは国家資格として法律サービスを提供することを認めるかどうかということに関する資格要件となりますので、そうすると法的な安定性をきちんと担保するという観点から、そういった形での絞り込みというのはなかなか難しい部分があるのかなと感じております。

○八田座長 そうしたら全部認めればいいではないですか。だって圧倒的にそういう外国の弁護士事務の需要というのは大きいわけだから、そして日本のそういう弁護士事務所の能力がある程度あるわけだから、それはやはり昔とは違うので、新しい時代に対応する。しかもこれは全国でというのではなくて、特にこういう国際業務を推進したいという特区で認めていただきたいという要望なのです。

○遠藤部付 今の点について、まず1つ先ほども申し上げたところではありますが、やはり出身国いろいろなところがあるというところは。

○八田座長 犬がしっぽを振るのではなくて、しっぽが犬を振るような議論はよしたほうがいいと思います。どこか特定の問題がちょっとあるから全部だめですよというよりは、基本こういうものを推進していこうよという見方がまず必要なのではないですか。それで具体的にここのところに問題があると言ったら、それにどうやって対処できるのか。本当にその必要性があるのかということを検討するということではないのでしょうか。

○遠藤部付 その点につきまして法務省といたしましては、まずは法律サービスというのは1つ間違えれば非常に大きなロスを依頼者、国民に対して与えることにもなりかねないような性質の種類のサービスであろうと思っております。そういうものにつきましてはきちんとした法的安定性、良質なサービスを安定的に供給するということを制度的にきちんと担保する必要があると考えているところでございまして、そういう観点から申し上げますと、そういう制度的な担保ということ言えば、現行の職務経験要件という形で弁護士としての実務経験をきちんと積んだということをして1つの基礎として、安定した法律サービスを提供できるものということを判断し、日本での外国法に関する事務の提供を認める

という現状のたてつけ自体は、合理性があるものと考えているところでございます。

○八田座長 それは日本の外弁の質がかなり上がっているわけだから、3年間で認めたらどうでしょうか。しかも、そういういろいろな人工的な障害を取り除いて、最も優れた人が日本に来るように、そういうインセンティブを与えるようにしたほうが質を維持するのには役立つのではないですか。

○遠藤部付 今、座長が御指摘になったところ、私がもし誤解していないということであれば、いわゆる3年の労務提供期間のうちの日本における労務をその3年に組み込んだらいかにかという御趣旨の問い合わせでしょうか。

○八田座長 そのとおりです。それだけです。3年間はどちらみちどこかでやらなければいけない。そういうことです。

○遠藤部付 その点につきましてですが、日本において外国の弁護士、いわゆる法律上、法務大臣の承認を受け、日弁連の登録を経た外国法事務弁護士でなく、いわゆる外国の資格を持っている弁護士が日本の事務所に雇用されて提供するものというのは、基本的には法律事務ではございません。基本的に前提となる判例や法情報の調査でありまして、自己の名前でクライアントに対して法律事務を提供するという性質のものではございません。

そういう観点から申し上げますと、いわゆる法律のプロフェッションとしての法律家に求められる職務経験の期間というものは、性質を異にしているというところが基本的な出発点でありまして、そういった性質の違いに着目した形で現在、1年ということの上限を設けているところです。

○八田座長 実際の弁護士さんのお話を聞いていると、そういうふうには位置づけていなくて、非常に優れた弁護士のもとで貴重な経験を積んでいる。外国でやることとこちらで一流企業を相手にやることと何が差があるのか。むしろこちらのほうが重要ではないかというふうに言っていらっしゃるのです。

○遠藤部付 その点について、法務省で個々の実態について承知しているところではないのですが、制度的な観点から申し上げるとするならば、やはりそういうところの法律事務、つまり自己の責任において、クライアントに対して法律事務を提供するか、それともあくまでアシスタントと申しますか、日本で言えばパラリーガルみたいな立場あるいはトレーニーと言われるような立場なのだと思います。

○八田座長 そうすると、1年認めているのは矛盾していますね。

○遠藤部付 そのような1年の期間については、これまで基本的には職務経験の期間ではないのだけれどもという前提のもとに、その行っている内容自体が1つの法律に関連する事務であるということと、あとはさらに日本の弁護士や日本の弁護士会によってきちんと監督を受けている外国法事務弁護士の方の監督のもとで、そういった労務を提供している。

○八田座長 全くそうでなければいけないと思います。3年間で。

○遠藤部付 そういうことであります。そういったところがあるので、職務経験をきちんと、いわゆる弁護士としての職務経験を積んでいただくことを基本的な大前提としつつ、

なので過半数の期間、少なくとも2年間はいわゆる弁護士としてきちんと職務に従事していただくことを前提として、例外として1年間を算入することができるというふうに考えているところでございます。

○八田座長 時間がなくなってきたので2つ目の弁護士事務所の話はどうでしょうか。

では原さん、今のことも含めて何かありますか。

○原委員 今の点は先ほど申し上げたとおり、これは皆さんのほうがよく御存じの上でおっしゃっていると思いますけれども、補助的な業務をやるかどうかということと、資格があるかどうかというのは本来、全く別の問題で、グローバルに展開されているような弁護士事務所で、法律事務所で、それは入って何年目かは比較的補助的なことしかしないというのは、別にどこで仕事をされていても同じことだと思いますので、そこで何か差を設ける合理性というのはどこまであるのかなということではないかと思います。

(略)

○八田座長 (略) そういうことで時間も押しましたが、ぜひ御検討を続けていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(開催要領)

- 1 日時 平成26年度9月19日（金）16:24～16:33
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

村田 昌平 法務省大臣官房司法法制部審査監督課課長

遠藤 圭一郎 法務省大臣官房司法法制部付

竹内 悠介 法務省大臣官房司法法制部審査監督課補佐官

<事務局>

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 外国での弁護士資格取得者の国内での活動推進（取得国での3年間の経験のうち国内での当該国関係業務加算制度（1年間）の上限引き上げ、外国弁護士と国内弁護士の共同事業の推進など）
 - 3 閉会
-

○宇野参事官 それでは、引き続き、ワーキンググループによるヒアリングを行いたいと思います。

外国での弁護士資格取得者の国内での活動推進ということで、これは前回も御議論いただいたところでございますが、本日、法務省の大臣官房司法法制部審査監督課、村田課長においでいただいておりますので、よろしくお願いします。

○原委員 たびたびありがとうございます。また前回に引き続いてお願いいたします。

では、前回の続きで、もし何かその後の御検討等がございましたら。

○村田課長 特に前回申し上げたところに尽きると思うのですが、何かございますか。

○原委員 この間申し上げたことでほぼ尽きていると思います。

○村田課長 ただ、前回、実質アメリカの若手の話と日本の弁護士の話ということで申し上げたのですが、やはりそのところは、似た部分もあるけれども違う部分もあるだろうと。これは前回の繰り返しになりますけれども、どうしても私どもが気にかかっているのは、弁護士としてクライアントとの場に身をさらすという経験が、どうしても我々

の現行法の理解としてはゼロであって、1年を3年に延ばしてもゼロはゼロのままであろうというところがあります。これは前回の繰り返しになりますけれども、法律の整理でありますとか知識、そういったところは年数を経るごとに経験がプラスされていくのだろうと思いますけれども、弁護士倫理といいたいでしょうか、そのところはいつまで経っても1年を3年に延ばしてもゼロはゼロで、そこはもう一つの弁護士の資質として大きなところであろうと思いますので、その違いというのはどうしても気になると思いますか、無視できないだろうというところは、もう一度補強させていただきたいと思います。

○原委員 そこは、またこれは前回申し上げたことの繰り返しで言うと、日本の典型的な大手法律事務所さんに勤められて、最初3年間やられましたという方が、實際上サポート的な業務以外のことをどの程度されているかという、そんなことはないわけであって。

○村田課長 今おっしゃったことをもう一度確認させていただきますでしょうか。

○原委員 日本の大手法律事務所ですと若手の人たちがどういう業務をやっているのかというと、それはほぼ同様にサポート業務をされるわけですね。外国の弁護士さんが日本で外弁としての資格を取るということを考えたときに、あるいは日本のというか、アメリカのと言ったほうがいいですかね。アメリカの法律事務所であるの考えたときに、同様のことをされて、日本に来たらできることになる。一方で、もし日本にある事務所で同様の訓練を受けられる、よりよい訓練を受けることが可能なのであれば、それは別に日本で活動されてもよろしいのではないのでしょうか。

あと、これもまた前回申し上げたことで言うと、ほかの国で活動されている場合に、どの程度の法律的な訓練を受けて日本に入ってくることを想定されているかという、資格を取っての活動という形式論のところは見えていらっしゃるけれども、實際上そこでどの程度の有効な訓練を受けているのかということについては必ずしもチェックをされない仕組みになっているわけです。

これは一般的に考えても、単に弁護士としての資格は持っていましたけれどもほとんど活動していませんでした、大した活動はできていませんでしたという方と、大きな法律事務所にいらっちゃって、サポート的な業務ではあったけれども、しっかりとした訓練を受けてきたという方とを比べたときに、どちらがより外国弁護士として活動するための訓練を受けてきたのでしょうかということは、実体論の比較としては明らかに後者のほうであろうと思います。

○村田課長 そこは前回の繰り返しになりますけれども、結局、弁護士業務の中で確かにサポート的なところというのは、法律情報の処理といいたいでしょうか、それは重要なところであろうと思っております。ただ、弁護士の資格としてクライアントとやり合う、日本で言うと日弁連、アメリカとか諸外国で言うといろいろ監督機関は違いますが、懲戒の対象となるといいたいでしょうか、何かトラブルがあったときに問題となるのは、あくまで弁護士の立場としてクライアントと何かやりとりをしたところで不適切な行動があったかどうかと、そこを見られるわけですので、あくまでインナーといいたいでしょうか、大きな事務所の中でサポ

ートする、そこで仮に何かトラブルがあったとしても、それはあくまで内部の話であって、弁護士としての外部との関係ではないと、そこはやはり違うのではないかというのが私どもの立場でありまして、そこはやはり軽視できないのではなかろうかということです。

○原委員 これは、規制改革のほうでも今これの隣接分野での議論をされていますね。一度そちらと私どものほうでも情報交換をしますし、場合によっては一緒にさせていただくということも含めて、もう一度御相談をさせていただきますか。

済みません、きょうは私は何らかの追加的なお話をいただくという前提でこの場を設定いただいているのかと思っていたので、そうでなければ余り、もう同じことをずっとお話しするだけになると思います。

○遠藤部付 司法法制部の遠藤でございます。

規制改革のほうということですが、先立って規制改革については閣議決定をいただいたことになると思いますが、そちらのほうを指していらっしゃるということになりますでしょうか。規制改革実施計画については6月24日付で閣議決定されています。

○原委員 その後にされていませんか。

○遠藤部付 それで一定の措置が出まして、それに基づいて閣議決定で決められた措置を粛々と我々としては実行していくプロセスに、今、入っているところではあります。

○原委員 あちらで決定されている事項以外に継続的な課題が残っているということかと理解をしておりましたので、そこはもう一度確認をさせてください。

○遠藤部付 ぜひお願いします。

○原委員 わかりました。

○遠藤部付 ちなみに、説明の補足的な部分として、日本の若い大手事務所の弁護士について申し上げますと、必ず1年目から一定の、刑事事件だったり何なりということとはきちんとやらなければいけないという意味で、法律家としての経験をきちんと積んでいるというところは違うということは申し上げさせていただきます。

○原委員 わかりました。

○村田課長 あと1点申し上げますと、職務経験のほうはミニマムといたしますか、依頼者保護の要件でありますので、今回のお話で言うと、例えば地域を限ってとかいう話とはちょっとなじまない性質。需給関係の観点からの規制であるとか、そういうものとちょっと違いますので、今回はやはり全国一律のミニマムスタンダードといたしますか、そういうサービスを提供するという観点からいきますと、ちょっと特区の話とはなじまないのではないかとこの立場でございます。

○原委員 特区で必ずしもこれは需給調整とかそういった形で地域を限ってやるということではなくて、実験的にやってみますと。実験的にやってみる上で、大体よくあることとして、何らかの規制の特例を設けると、それに伴う弊害が想定されます。今回のケースであれば、依頼者保護の観点から問題が起こる可能性があるということかと思えますけれども、その部分について、場所を限定して実験をするときに何らかの担保措置といたします

か、補完的な措置を講ずる前提でやってみましょうというやり方をよくとっているのが特区だと思いますので、概念的にはあり得るかと思っておりますが、もう一度規制のほうとも協議してまた御相談したいと思います。

たびたび済みませんでした。どうも大変ありがとうございました。

○遠藤部付 とりあえずわかりました。きょうのところはそういう形ということになりますでしょうか。

○原委員 ありがとうございました。

(開催要領)

- 1 日時 平成26年度9月26日（金）8:45～9:33
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工 代表取締役社長

<関係省庁>

村田 昌平 法務省大臣官房司法法制部審査監督課課長
中島 行雄 法務省大臣官房司法法制部付兼官房付
遠藤 圭一郎 法務省大臣官房司法法制部付
竹内 悠介 法務省大臣官房司法法制部審査監督課補佐官

<有識者>

安念 潤司 中央大学法務研究科教授

<事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事
 - 3 閉会
-

○藤原次長 おはようございます。国家戦略特区ワーキンググループ、関係省各省からのヒアリングということで、もう何度か御議論もさせていただいておりますけれども、外国法事務弁護士制度につきましたの議論でございます。

論点は2つ、3つございましたが、繰り返しはいたしませんけれども、法務省の方々においでいただきまして御議論を深めていただければと思います。

そうしましたら、早速、八田先生からよろしいでしょうか。

○八田座長 早朝からお越しくださいまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○藤原次長 その前に一点だけ御紹介いたします。本日は規制改革会議の有識者委員でいらっしゃる、安念座長にもおいでいただいております。規制改革会議でも御議論がずっとある案件でございますので、御一緒していただくということをお願いできればと思います。

○八田座長 規制改革会議と特区の連携を図るというのが諮問会議で出ましたので、その一環でございます。

○村田課長 概略を説明させていただいてよろしいですか。

繰り返しになるかもしれませんが、議論に先立ちましてもう一度、当方の見解を御説明させていただきます。

論点は2点あるかと思います。まず1点目の3年間の職務経験要件、これの参入可能な我が国における労務提供期間を、1年から3年に引き上げるという点でございます。これにつきましては繰り返しになりますけれども、外国法事務弁護士制度、これは申請者が外国弁護士有資格者であるということに基づいて、改めて試験または選考を経ることなく我が国での活動を認めるという制度であります。そして、外国法事務弁護士となるために必要な法務大臣の承認を得るために、資格取得国等において外国弁護士として3年以上、職務を行った経験が必要とされております。これは外国弁護士が資格取得国等の弁護士会もしくは監督機関の監督のもとで、法律事務を取り扱う職務に当たったということの確認を通じて、私どもが良質な法律サービスを適用し得る資質、能力を担保するということがこの趣旨でございます。

したがって、繰り返しになりますけれども、ここで言う職務経験というのは、当該弁護士があくまでも資格取得国等の弁護士会あるいは監督機関の監督のもと、弁護士として自ら事件を受任したり法廷に出る等の形で、法律事務を取り扱う職務に従事していたということを指すものと考えております。

一方、我が国における労務提供、これは法律上も文言を区別してございますけれども、これはあくまでも雇用主である我が国の弁護士あるいは我が国の外国法事務弁護士に対して、内部の関係として法律文献の調査あるいは参考となる裁判例の収集といった補助的な業務を行うということでありまして、弁護士の資格として直接顧客に向かうというものは質的に異なるものではないかと考えております。性質が異なるものではないかという理解に立っております。

そうしますと、御指摘の労務提供期間の算入でありますけれども、あくまでも日本における労務提供、これを職務経験ではない例外なものを、重なるところもあるということから算入しておるということでございますので、現行の外弁法で求めています3年の職務経験期間、3年になっておりますけれども、この半分以上はそうした資格取得国等における外国弁護士としての資格によって充足されることが望ましいのではないかと考えております。

この職務経験要件でございますけれども、これは利用者保護の観点からの弁護士といえますか、外国法に携わる者の実務能力、資質、倫理を制度的に担保するというところでございますので、特定の外国法事務弁護士についてのみ資格要件等の緩和措置を講じるということは、これは国家資格に関する法制全体のあり方としては相当ではないのではないかと

考えております。

(略)

以上、簡単でございますし、繰り返しになりますけれども、2点、御説明させていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

大上段に振りかぶれば、業界の団体は利益団体ですから、自分たちの既得権を守るためになるべく参入を減らしたいというのは当然の仕事なわけです。それが消費者の利益と反するということがあるからこそ、規制改革会議とか私どもが言っているわけで、なるべくその業界団体のところから、あるいはある資格を持った団体のところの利益から離れて法務省として消費者の側に立っていただきたいというのが、私どもの希望です。

この3年間の職務を全て日本でやることを希望されていることの理由としては、初期の日本では確かに外国弁護士事務所が少なく、余り教育のチャンスがなかったかもしれないけれども、今は外国人の弁護士さんはたくさんおられて、日本で活躍していらっしゃる方がいる。実際に働いてなろうという方も若い外国人の方が多から、そうすると日本での職務に精通することが必要で、日本でトレーニングを受けることが大切だというのが多くの方の指摘だったと思います。

もう一つは、みんな日本語を勉強したい。夜学で勉強したり何かしている。それが外国に行くことによってそれが中断する。それも非常に困るということだったと思います。

形の上で、この人たちは弁護士ではないのでトレーニング期間だから外国であればフルの弁護士として活躍できるというけれども、例えばアメリカで見れば司法研修も何もないわけですから、最初は実質的なトレーニングの意味があると思います。ですから、そこで特に職務が変わるということもないと思いますから、これから得られる利益、特に国際化していく時代において、外国で弁護士をとった人が日本で広く活躍できるような仕組みにするということはどうしても必要なのではないかと。アメリカはかなり多いけれども、ほかの国はそんなに多くはないですから、そういうことを可能にしていくことの利益は非常に大きいし、それは消費者の利益、消費者ということは企業ですけれども、その利益に大きくなると思います。

(略)

これは前置きで、安念先生。

○安念氏 (略)

それと、国家的な資格の問題だからある1つのリージョンだけで規制を抜くようなことはおかしいとおっしゃるのは、これは制度というか資格を担当しておられる府省として当然のお考えだと思うのですが、ただ、実質論で考えてみますと、この外弁法人あるいは外弁そのものの需要というのは、ほぼ外資系の企業に限定されるわけですし、少なくとも英語とか外国語もできない日本の普通のずぶの消費者が外弁とか外弁法人のところにいきなり頼みに行くなんてことはあり得ないわけですから、ユーザーもそれなりに選択眼という

か、力を持っておりますので、要するに嫌ならほかのところに当たればいいという意味で、ユーザーの保護に欠けるということはないと思うのです。

それで何を言いたいかというと、1リージョンでやるのはおかしいというのは建前論としてはよくわかるのですが、需要地、供給地が首都圏あるいは大都市にはば限られる話であれば、特区の扱いをするというのは実は実情をただ追認しているだけであって、実質論からいくとそれで十分なのではないかという気が私はするのです。それは私の考えです。

それから、3年の職務経験要件。弁護士として知識というよりも、むしろ弁護士として一応やってきました、手が後ろに回ることにはしませんでした、という証拠を見せろというのは、これはこれでわかるのだが、一方、ニューヨーク州の弁護士がニューヨークでニューヨーク州法を扱うのならやれるのに、日本に来てニューヨーク州法をクライアントに教えるとなると3年要る。これも何だか不思議な感じがするなという気がするのです。

例えば、クライアントが日本企業だったとしましょうか。そうすると、その日本企業のニューヨーク支店で新米弁護士の意見書をとるのはいい。一方、東京だと本社が同じ新米弁護士から意見書というかりーガルサービスを受けようとする、いやいや3年たっていないませんという話になるというのは、実質論としてはとてもおかしい感じがするのです。

もう一つ、日弁連のいう、外弁が扱えるのは外国法だけですよというのはいいのだけれども、では日本の資格がない人は日本法を知らないから、余り大きな顔をしてもらっては困るよというのはどうでしょうか。そこだけとるといいように聞こえるのだけれども、ではあなたたち、つまり国際私法上の問題だと場合によっては、非常に極端な例かもしれないけれども、日本の弁護士同士で、日本の裁判官を含んで、日本の当事者で、しかし、ほとんど専ら外国法の解釈適用について論ずるというのはあり得るわけです。それとの比較で言うと、すごくおかしいなという感じが私は前々からしておりました。

以上のことについては、お前の言うことなんか百も承知だよと腹の中で思っておられるだろうと思うけれども、一応、建前として申し上げておきます。

○村田課長 八田座長、安念先生のおっしゃるとおりで、確かにニューヨーク法とかアメリカ法を中心としまして、取扱い事例はふえておりますので、そこは違ってきているのだろうなというところもありますし、ただ、これはあくまで法全体のたてつけとなっておりますので、日本の弁護士制度に相当する制度のある国に対しては、こういう受入れを認めないといけないという立場に立っておりますので、そういう意味ではどこから来ても一応、最低限のところで職務経験要件というものを設けさせていただいている。それに当たって先ほどおっしゃったように、1つは法律の解釈適用といいますか、そういう事務処理能力もさることながら、やはりこの3年というのはおっしゃったように3年間、弁護士としてクライアントとの関係において何も問題を生じさせなかった。そういう意味で適性がある。専門的職能としても適正が担保されている。これは両委員の先生から、ペーパードライバー的なものもいるではないかというのはおっしゃるとおりなのですから、100%ではありませんが、こういうある程度3年間という期間を設けることによって、かな

りの程度そういう担保はとれるのではないかという制度のたてつけがあるということは、御理解いただければと思っております。

もう一つ、特区との関係でこれは非常にたてつけが難しいなと考えています。実質論で言ってしまうと、ほとんどクライアントも外国法事務弁護士も弁護士事務所も首都圏に集中していますので、この特区で認めるということはほぼ全面解禁のようなことになってしまいますけれども、ただ、制度のたてつけとして、特に弁護士といいますか法的サービスの提供といいますものは、例えば工場で物をつくりますとか、あるいは高度医療のような特に設備を要するとか、農業とか、そうしたものと違い土地との関連性が比較的薄い。言ってみれば事務所をつくってしまうと言うと言葉が悪いですが、比較的このサービスの提供が容易でありまして、では特区の中に限定するという意味合いが、そこで登録するだけなのか、ではどこまでを認めてやるのかというところの実質論で言うと問題は生じないのかもしれませんが、ただ、制度としてやるとこの特区で認めた弁護士の行為は、ここまでが有効で、ここからは無効だという線引きをしっかりと法的安定性を害することになりますので、そのあたりのたてつけは難しいなと。

さはさりながら、そちらのほうで要件というものを緩めてしまいますと、一気に全面解禁に等しい結果になってしまう。一応、これは前回原先生から特区というものはあくまで受給調整だけではなくて、今ある規制要件の合理性を比較検証するものとしても使えるという、そこは十分承知しておりますけれども、なかなか比較検証に至る前に一気に全面的になるのではないか。それであれば現在、規制改革のお話もございまして、検討会等も立ち上げて、こういう弁護士制度のあり方、職務経験要件も含めてですけれども、検討ということで宿題をいただいているところでありますので、そうしたところの議論も踏まえながら、全面的な検討ということのほうがなじむのかなと考えているのが現状でございます。

(略)

○村田課長 (略)

職務経験要件を課すというところでございますけれども、これは別に外国の方の参入を許すことによって日本法を侵食するというよりは、やはりここはいろいろな制度の国がございまして、そういう国の弁護士資格を持った方がぽんと来て、実質的には今のクライアントは、ほとんどがこちらが保護すると言うのも僭越なぐらいの大企業が中心になるかと思っておりますけれども、さはさりながらいろいろな分野がございまして、こういった方、なおかつ時代が変わってくるとどういう方がクライアントになるかもわからないというところもありますので、そこは必ずしも外国法事務弁護士の方が日本法を取り扱うという懸念よりも、利用者保護のために必要であると考えているところでございますし、必要ではないかと考えております。

(略)

○安念氏 (略)

今おっしゃったように、私も実を言えばあらゆる原資格国について本当に職務要件とい

うものをつくらなくていいのかというのは、実はちょっと疑問があります。というのは、ニューヨークとか連合王国とか香港とか、要するに始めからクライアントが大企業というか、そういう選別眼のある人に大体限られるという資格国の話はいいいのです。しかし、別にそこが悪いという意味で言っているのではないですが、例えば今、日系ブラジル人の方が自動車会社なんかを中心にかなり集住しておられる地域があるわけです。仮に私はブラジルというのは1つの法域なのかどうかしらないけれども、ブラジルの弁護士の方が来て、例えばそういうところの労務とか親族相続など、ブラジル法に基づくトラブルとして助言を与えるという場合だと、日本にとってブラジルの弁護士の方というのはほとんど経験がないわけだから、本当にクオリティとしていいのかとかわからないのです。そういう一覧表がありますかね。ブラジルの方はいらっしゃるのですか。繰り返して申し上げますが、私はブラジルが悪いと言っているのではないのですが。

○遠藤部付 例えば2013年4月1日現在で申し上げれば、ブラジル連邦共和国の国籍の弁護士の方が5名。ブラジル連邦共和国を原資格国としていらっしゃる方が5名いらっしゃるということになっております。

○安念氏 ありがとうございます。

それで何を言いたいかというと、この外弁法というのはもともとのたてつけとして一種の相互主義だから、当該外国が日本の弁護士をいわば外弁として扱ってくれなければ、あんなのところも入れてやらないよということになっている。ですから、全ての国家というか全ての原資格を平等に扱う要請はもともとないわけです。そうすると何年かたって、この法域の資格については十分に経験ができたので、職務経験3年がいるとは言いません。別のもう少し緩い要件でもいいです。でも未経験はさすがにすぐにやっていいというのはあれだから、何かのバリアをつけます。このような形にしてもいいのではないかという気がする。だからそれはある種の相互主義なのです。日本に來ているその国の外弁が少ないということは、日本人も出て行っているというのが少ないからそうなるわけだから、それを実験的に特区でまず、おっしゃるように実は東京でやってしまうと全部解禁と同じことなのですが、リージョナルにやってみるというのはあり得ると思います。私の個人的な考えですよ。

○八田座長 今のことを、私も同じような危惧を持っていたのですがけれども、例えば外弁の会社は既にアメリカ人の弁護士、アメリカ法の弁護士が例えば4名いるとか、そういうところならばその国の弁護士を受け入れてもいい。ブラジルだってもし4名もいるちゃんとした経験のあるところがいたら、3年間の修業はそこでやっても意味があるだろう。そういうふうな切り分け方はできないですかね。

○安念氏 やり方はできると思います。制度のたてつけがなかなか難しいのだけれども、できると思います。

○八田座長 要するに問題は、外国の弁護士資格をとったばかりの人が日本で修練するときに、それがきちんとした修練になるかですね。それとやはり先輩がある程度いるという

ことは必須なのではないかと思います。

○安念氏　でしょうね。

○村田課長　繰り返しになりますけれども、修練の中身としてこだわっておりますのは、日本のたてつけとして先ほどから出ています、あくまでも内部の立場でしか活動できない。まさに自分が身をさらして弁護士として監督機関の監視にさらされながら業務提供するという、そこはボス弁の補助的なものとしてあれ何であれ、そういう直接弁護士としての立場でクライアントとの関係を結べないというところからいきますと、若干そこで質的なところの違いというのは残るのではないかな。その質的な違いというのは大きいのではないかなというのが私どもの考えであります。

もう一点、相手の国によってというところは、これは先ほどからも出ておりますようにアメリカ法の実績とブラジルと全く違いますので、そこは分けてというお考えもあるでしょうが、日本の場合はWTOに加盟しておりますので一国だけというわけにはいかずに、1つの制度をつくりますと全般にということになりますので、この国はいいけれども、この国はという制度の仕組みというのは難しいのかなと思います。

○原委員　ただ、最恵国待遇は二国間でレシプロカルに深めていくというのは、ほかの分野でもよくあることだと思いますけれども、基礎的なところでちゃんと理解していなかったのは、この制度がそもそもレシプロカルということは、日本の弁護士さんが資格をとってアメリカで3年間やるのだと、向こうの外国弁護士に相当する資格はとれないわけですか。アメリカ側での外国事務弁護士という資格があるのか。

○遠藤部付　例えばアメリカは州ごとになっておりますので、ニューヨーク州で申し上げれば、日本の資格でいわゆるアメリカでリーガルコンサルタントみたいなものになるということでありまして、直近5年中3年以上の職務経験を求められるといった形のたてつけになっておりまして、日本のそれと比べますと、直近5年間のうちの3年間というふうになっていたりという意味では、より重い要件が課されているわけでありまして。

○原委員　州によって異なるわけですね。

○遠藤部付　はい。一番軽い州でそういうことになっておりますし、あとはそれよりも厳しい、例えば直近7年中5年という州もございますし、そもそも外弁制度は設けていない、受け入れていないという州も20州程度あると承知しております。

○八田座長　今のお話もあって、やはりレシプロカルなのですか。日本だけで与えているわけですね。この3年間の部分は。

○原委員　そうすると例えば全くそういうものが実現できるのかわからないですけれども、ある州とレシプロカルにより緩やかに相互に受け入れ合うという可能性はあり得るわけですね。

○安念氏　それは確かにWTOが絡んでくることは確かなのだけれども。

○八田座長　でも、先ほど言ったように、外弁のところはその国の弁護士が1人いることを条件とするとか言ったら、別に差別ではないでしょう。一般的であれば。だからそうい

うふうな形にすればいいのではないですか。

それから、うちで伺った外弁の事務所の方たちのヒアリングによれば、補助的なことであろうと日本の法律との絡みでの修練と言うことを先輩の弁護士に教えてもらうということは、外弁の人に教えてもらうということは非常に貴重だと。それをただ外国に行くだけではなかなかそのところはうまくいかないとおっしゃるので、それもこれだけマチュアな国になって外国の企業がいっぱい来るようになれば、それは当然ではないかという気がしますし、何も特区の目的が世界で一番ビジネスがしやすい国にしたいという首相の望みでもありましたので、これはかなりその観点から見ると重要なことではないかと思うのです。

○遠藤部付 今の御指摘ですが、まず国ごと、法域ごとで見ていくという点については、先ほど村田から申し上げたWTOの問題もありますし、国ごと、法域ごとと言っても、それぞれいろいろなプラクティスのバックグラウンドの方がいらっしゃいますので、一概に法域で切っていいのかという問題もあるのかなとは思っているところではあります。

あと、経済活動という観点で申し上げますと、その点についても法律サービスということの性質からいきますと、1つ間違えれば非常に大きな財産上、ロスを与えるような性質の業務ということになりますので、そういった業務を取り扱うものについては、きちんと制度として一定のクオリティを確保できるような措置をきちんと講じておくということは、国家資格のあり方、要するに国民のサービスを受ける人の利益をきちんと保護するという意味での国家施策のあり方として、そういった点は非常に重要な点ではないかと思っています。

○原委員 先ほどの八田先生の御提案ですけれども、今の我が国における労務提供期間1年と言っているところに加えて、例えば本国での一定期間以上の実務経験のある人のもとの我が国における労務提供期間というのもOKにするというのはできないですか。要するに本国でいい加減な人のもとで指導を受けているよりは、そのほうがよほどきちんとした指導、研修を受けられる可能性がある。

○遠藤部付 今の御指摘は、例えば一定期間以上、経験を日本でさらにして、その人は外国法事務弁護士の資格を持っていたりする制度のもとへということになるということでしょうか。

そういう場合、現行法上の1年の労務提供期間はそういう期間も含めているわけではありますが、最初のほうに戻ってしまっただけに恐縮ではあるのですが、あくまでもそこで積んでいる経験というのは補助的な業務、日本の法律事務所であれば事務職員において行っているような業務に類するというか、いわゆる一種のトレーニングという形で、少なくとも弁護士バッジを持ってやっている業務とは性質が異なっていくというわけですので、そういう人の下でのトレーニングであるから3年認めていいのかというと、そこは性質として違って来る。あとは弁護士バッジをつけて業務をしているということになれば、例えばアメリカであればアメリカの現地のバーソシエーションなり、その他の国であればそれ

ぞれの監督機関における監督を受けということになりますが、そういうものでないいわゆる今、申し上げた補助的な業務ということになりますと、そういった形でいわゆる監督機関からの監督をきちんと受けて倫理的に担保されている状況での経験ではないということもありますので、その法律のプロフェッションとしての経験という意味では、そのあたりは違ってくるのかなと思っております。

○原委員 弁護士バッジをつけてというところの違いは再三御説明いただいたので理解した上でなのですが、アメリカンバーソシエーションの監督を受けた3年間というのが、実際上はそんなに大した活動をしていないかもしれない。十分なアソシエーションの監督もなされていないかもしれないというときに、仮にしっかりと日本にいるベテランの外国弁護士さんのもとでやります。さらにもう一段、上にかけて東京の弁護士会さんの監督というのも課していると思うのですが、そのもとできっちりと活動していただくという期間を3年間置くのであれば、実質的には後者のほうがよりきちんとした監督のもとで実務的な修練を積んだということが確保されそうな気がするのですが。

○安念氏 建前論はよくわかります。ニューヨークとかそういう一部の法域の話ばかりしてはいけないというのはそのとおりなのですが、少なくともアメリカの主要な州の弁護士について言えば、若いうちは補助的な業務を行うのが普通でしょう。若いうちは。少なくとも大きな企業のクライアントと直接会うなんていうことはなくて、要するにボス弁のひたすら下働きをしているわけです。

例えばアメリカの大きな金融機関の日本法人とか日本の支店は、それ自体がある程度法務スタッフを東京に持っています。そういうところで例えばニューヨーク州の若い弁護士が来て働いたとします。それだって監督という点ではニューヨーク・バーの監督を受けていて、地理的に離れているけれども、サーベイランスのもとにはあるわけです。それでいえ、そういう形態の修業はだめだという理屈は一体どこから出てくるのだろうなど。これも実質論か建前論かということになってしまうのかもしれないけれども、何かしっくり来ないのです。

○八田座長 しかも質の担保ということで言えば、先ほどの日本語の問題というのはすごく大きいですね。外国人が日本できちんとやっていこうというとき、中断させるのはもったいないというのと、美容師さんだって夜8時に仕事が終わったら、それから2時間ぐらい修練しているではないですか。みんな一人前になるまでは何年間かそうやってから実際にカットさせるわけですね。それと同じで、実際に将来つきそうな仕事の内容をいろいろな形で先輩に教えてもらうということは、それは後でよっぽどそちらのほうが役に立つので、全く将来の自分の仕事に関係ないことをやるよりはいいというポジティブな面もあると思います。

○遠藤部付 特に安念委員の関係で申し上げれば、規制改革会議の時から同様の議論を繰り返させていただいているところであります。回答もいつも似たり寄ったりのところで申しわけないのですが、あくまで日本というジュリスディクションの中で行うことができる

業務ということになると、それはロイヤーとしての業務ではないというところは、それは大きいのかなと思っておりまして、要するに自分で自らの名前で日本においても事件を受け、日本のクライアントに対して業務を提供するということは、日本の弁護士法ではできない。それは非弁行為になってしまいますので、そこは1つ大きな線引きなのかなとは思われるところでありまして、そういった形で依頼者等の利益を保護するということを、現行の弁護士法及びその特別法である外弁法はそういう建前にしてございます。

○安念氏 御当局のお答えとしてはよく理解できます。

○八田座長 そうすると、両方とも見解が分かれていますのですけれども、私どもはどうも説得されたという気持ちがないのです。今まで確かに規制改革ですずっと行われたかもしれないが、特区で法律そのものではなくて、それを適用除外するという形で、ここで新しくつくるということには元来ならば社会的に望ましいことをやるわけですから、非常に適切な手段ではないかと思うのです。ぜひ今後ももう一步、御検討いただきたいと思います。

○安念氏 1つ難しいのは、特区との関係で言えばリージョン限定のリーガルサービスとなると、どうやってデファインするんだという問題があると思うのです。これはおっしゃるとおりで、別に形があるわけではないから電話で九州の離島でも幾らでもアドバイスできるじゃんという話ですね。

もともと、訴訟代理ができるとある意味で簡単で、そのリージョンの裁判所でしか訴訟代理できないという仕組みにできるのだけれども、もともと訴訟代理権が全然できないから、かデマケが始めからできない仕組みになってしまっている。そこで特区に何とか乗せようと思えば、私はやはり地方限定、リージョン限定というものをどういう形で制度化するかというのが結構肝なのだと思うのです。

○八田座長 3年間のほうは、リージョン限定でも非常に明確なのではないですか。

○安念氏 それはできます。あとは業務ですね。サービスをリージョン限定と定義できるかどうかということだと思います。

(略)

○村田課長 3年の要件のほうも、結局そうして認められた方の業務をどうするかという意味では、地域を限定するというのは同じ問題が出てこようと思います。

○安念氏 そうです。だからおっしゃったように地域限定をどうやってやるかというのは、特区との関係では最大の技術的な難点であることは確かです。

○八田座長 ただし、特区で3年間修練を受けるということは、特区はそういう環境にあるのだから、特別に後でほかでやってもいいだけの修練を受けられるだろう。そういう地域なのだから、そういうふうに見なすことはできると思うのです。

○安念氏 あり得る話ではあるでしょうね。

○原委員 特区内できちんと修練を与えられるだけの労務提供の期間を過ごしているから、その中に限って。

○八田座長 そのとおりです。これは北海道の道北、道東でやったのとは違うということ

が言えると思います。

○原委員 あと確認ですけれども、今のところも含めて変えようとする、法改正をしないとおよそ無理な制度ですね。そうするとこれは政務も含めて一度どういう扱いをするか検討を。

○藤原次長 そうですね。ほかの項目はどんどん政務で折衝いただいておりますので、また御連絡させていただきます。

○八田座長 それでは、きょうはどうもお忙しいところありがとうございました。

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング 議事要旨

(開催要領)

- 1 日時 平成26年9月3日(水) 8:39～9:03
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

エリック・セドラック 在日米国商工会議所 理事

乗越 秀夫 外国法事務弁護士協会 運営委員

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、続きまして、在日米国商工会議所、ACCJからエリック・セドラックさん。それから、米国法事務弁護士協会運営委員の乗越秀夫様ほかの方々においでいただきまして、外国人弁護士の受け入れというお話でプレゼンテーションをいただきます。

一応、議事録の都合上、日本語でという形にしておりますけれども、議事録、それから、資料は公開の扱いでよろしゅうございますでしょうか。あるいは、一部非公開という選択もございます。

○乗越運営委員 大丈夫です。

○藤原次長 では、公開の扱いとさせていただきます。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 朝早くからお越しくださしまして、どうもありがとうございました。

では、早速、御説明をお願いいたします。

○セドラック理事 ありがとうございます。ACCJのセドラックと申します。現在、ACCJの理事で、以前は8年間ぐらい法務委員会の役員（委員長・共同委員長）を務めておりました。また外弁協会では3,4年前から共同会長を務めております。

ACCJは、アメリカの大企業や中小企業を中心に約1000社、約3,000人の会員から成り立っています。法務委員会には、150人ぐらいの会員がおり、その多くは、大手の法律事務所の外弁や日本の法律事務所で働いている弁護士、外弁などとなっています。

外弁協会の会員は、今、300人以上で、外弁に関する環境整備の向上を主な目的に活動を行っておりますが、ACCJは、いろいろなことをやっています。

○八田座長 ACCJと外弁というのは、別な団体。

○セドラック理事 そうですね、別です。

○八田座長 そして、外弁の中には、日本人で入っている人もいるのですか。日本人で、アメリカで弁護士資格を取った人が入っているのですか。

○セドラック理事 はい。あと、乗越たちはイギリスの弁護士、外弁協会に所属する多くは、アメリカとイギリスの免許を持っている弁護士ですが、ほかにもいろいろヨーロッパの国、フランス、ドイツ、スペイン、イタリア、あと、中国、インドなどの弁護士20人ぐらいが入っています。ほとんどは、アメリカとイギリスですけれども。

○乗越運営委員 それでは、私のほうから、2つのポイントについて御説明申し上げたいと思います。本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1つ目は、外弁登録のための資格についてでございます。

外国の弁護士は、日本で外弁登録をしない限り、日本で法律アドバイスを行うことはできません。

外弁登録をするためには、外弁法と略称している法律がございますけれども、その条項のもとで、本国法について、3年間の専門的な実務経験が必要ということにされております。

私の場合ですと、イギリスの資格でやっておりますので、イギリス法についての3年間の実務経験が必要ということにされております。

その3年のうち、2年間は日本以外の国で実務経験を積むことが必要ということに現在のルールではなっております。

これは、現実には非常に大きな負担になっておりますし、また、日本のクライアントの方にとっても、あまりいいことではないというふうに、私どもは考えておまして、この2年間は、日本の外で実務経験を積みねばならないという要請を廃止していただいて、3年間、どこであっても、英国法についてあるいは本国法についての実務経験を積み、登

録を許していただけるという制度にしていだきたいというのが、私どものお願いでございます。

どういう問題かと申しますと、実際に、2年間、例えば、東京で実務経験を積むということは、クライアントのお仕事を実際にやるということでございますけれども、ある日、突然、実は私は外弁登録のために、これから1年間日本の外に出なければいけませんと、今まで、お手伝いしておりました案件については、別の者に引き継がなければなりませんということもございます。

それから、実際に、お金とかもそれなりにかかる作業になります。1年間どこかでアパートを見つけて、日本から離れて別の生活を新しく始めなければならないということになりますので、コストもかかります。

最も大きい問題といたしましては、そういう非常に厳しいといえますか、やりにくい登録の条件がございますので、私どもにしてみれば、非常に優秀で、かつ日本でアドバイスをしていきたいという将来のあるイギリスあるいはアメリカ本国の法律家が、なかなかインセンティブとしては、来づらいという状況になっているというふうにも考えております。○八田座長 今、おっしゃった点は、日本人じゃなくて、外国人の弁護士が日本に来づらいと。

○乗越運営委員 おっしゃるとおり。

○八田座長 それは、さっきのお話との関係では、どういうことになるのですか。

○乗越運営委員 一度日本に来て、日本で、例えば経験を積もうと、ここでキャリアを積んでいこうと思って日本に来て、途中で1回外に出ていかなければいけない。あるいは、最初からどこかで1年間、少なくとも2年間日本に来るのが遅れてしまうというのがございます。

○八田座長 弁護士資格を外国で取ったばかりの人を日本の事務所が雇うのが非常に難しい、その後、また外に行かなければいけないから、そういうことですか。

○乗越運営委員 おっしゃるとおりです。私どもは、資格を取ったすぐのものをすぐに外弁登録をさせていただきたいということは申しておりません。それは、日本の法律の問題として、一定の資質のある者しか認めないというのは、法律意義としてあり得ることだと思います。

ただ、日本にも経験を積んだ先輩の弁護士というのは大勢いるわけございまして、そのもとで実務経験を積むのと、例えば、香港に行ってイギリス法の経験を積むのと、どういう違いがあるのかと言われれば、私どもにとっては、その違いというのは全くなくて、むしろ日本で経験を積みながら、実務の3年の資格が発生するのを待つほうがよほど合理的であろうと考える次第でございます。それが、1点目でございます。

次に進めてよろしゅうございますでしょうか。

○八田座長 はい。

(略)

○八田座長 では、ほかに。

どうぞ。

○原委員 あと、1点目のほうの3年間、2年間のお話でしたがけれども、あれは規制する側からすると、恐らく懸念されているのは、日本人が外国へ行って資格取ってきて、戻ってきて、3年間そのままやったら、というようなことを、そうすると、日本の資格制度が無効化してしまうのではないかといったことを言われるのかなと思うのですが、そこはどうお考えですか。

○乗越運営委員 そうではないと思います。仮に日本人がアメリカに行って帰ってきて、アメリカ法と称して日本法のアドバイスをすることになれば、それは、全く違法な行為ですから、そういう不良外弁はどんどん懲戒していただいて構わないと思うのです。いただいております説明は、日本としては、それなりに質の高い法律サービスというものを求めるから、ちゃんと経験を積んできてと、そこはわかります。

その後で、2年間は外にいてというところが、私どもちょっとわからないというところでございます。

○原委員 そのホームカントリーのやっている限りであれば、別に物理的には、どこでやろうが、一時的にはどこでやろうが、3年間やればいいじゃないですかと。

○乗越運営委員 おっしゃるとおりです。

○八田座長 ということは、初期においては、日本で外国法に精通した方が少なかったし、それから、日本で扱うことも余りなかったから、ある意味で、こういう外国に行けというのも理屈が立ったかもしれないけれども、今はもう全くそういう状況ではないと、そういうことも言えるわけですね。

○乗越運営委員 はい。そういう状況ではないと思いますし、特に大きい問題としては、日本語というのがあると思います。それで、外国の弁護士の人に日本語を使って日本人にアドバイスをしてもらうというのは、非常に日本人のクライアントの側からすれば助かることなのですがけれども、例えば、言葉1つにしても、途中で一遍2年間抜けて、また言葉を忘れるとか、全くメリットというのが感じられない制度なものですから、そこをちょっと改正していただきたいと思ったところなのです。

○八田座長 どうぞ。

○藤原次長 過去の議論の中で、法務省サイドは、やはりいわゆる資質能力の保証が必要という一般論を主張しています。また、規制改革会議等が、資格取得はアメリカでは容易ではないかという意見を申し上げますと、法務省は、アメリカも職務経験要件があるじゃないかと、ニューヨークも3年だし、カリフォルニアも4年だというような相互主義を主張しているようです。この辺りが動かない理由のようですが、どういうふうにお考えでございますでしょうか。

○乗越運営委員 実は、私、去年の10月に規制改革会議の貿易投資ワーキンググループで、ちょっと御説明申し上げまして、そのときに委員の方から、むしろ言っていたのは、

そういう相互主義とかというのを言っている場合ですかと、むしろ、日本の国民に対する利便性が規制改革によってよくなるかどうかということを考えるべきではないですかということをお願いしまして、それは、私どもも同じだと思います。

外国との相互主義をとるとしますと、全ての国について調べて、その国に応じて要件が変わるということに論理的にはなるわけで、それは、余り合理的な解決ではないと考えておりますし、日本の弁護士、同じように私どもと並んで、日本人にアドバイスをされる日本の弁護士の方というのは、そういう実務経験要件は全くなくて、資格を取って、修習が終われば、すぐに1人でもアドバイスを始められるわけですね。

それで、私は、それがいいかどうかというのは、ここでは申し上げませんが、私どもはそれを求めているのではなくて、3年間は、誰かのもとで実務経験を積みますと、ただ、どこでやるというのは、余り意味がないのではないですかということを申し上げております。

○八田座長 日本で活躍されている外弁の国籍で言うと、日本人は何割ぐらいですか。

○乗越運営委員 ちょっとわかりませんが、感じで言いますと、10%にも満たないのではないかという気がします。

○八田座長 日本人は10%にも満たない。そうですか。

○乗越運営委員 もちろん、弁護士の方で、ニューヨークに行って、ニューヨークの資格を取られる方がいらっしゃいますけれども、そういう方はいっぱいいらっしゃいますけれども、外弁としてやっておるのは、日本人ですと、イギリスですと、私と、あと数人ですし、アメリカの人もそんなに多くはないと思います。

○藤原次長 そのあたりは、後でまた法務省も来ますので、そのときに統計が出ると思います。

○八田座長 では、ほかにないですか。

どうも本当にありがとうございました。